

3 申告に必要なもの

下記をチェック☑しながら確認しましょう

必要な人	必要なもの	チェック
全 員	申告書（会場に様式の用意あり）	☐
	マイナンバーを確認できる書類（①または②） ①マイナンバーカード ②次のいずれか＋本人確認ができる書類（運転免許証など） ・マイナンバー記載の住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ※扶養親族などのマイナンバーに関する書類は不要 ※郵送する場合は書類の写し（マイナンバーカードは両面）を添付	☐
以下は対象者のみ必要です		
給与または年金所得がある人	給与所得、公的年金などの源泉徴収票または事業主の支払証明書	☐
事業または不動産所得がある人	収支内訳書・所得計算に必要な帳簿書類など	☐
農業所得がある人	収支内訳書 ※農地の賃貸による小作料収入（現物支給を含む）がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要	☐
保険に入っている人	生命保険料・地震保険料などの納付額証明書	☐
社会保険料控除を受ける人	・市が送付する「納付額のお知らせ」（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料） ・日本年金機構が送付する社会保険料控除証明書（国民年金保険料）など	☐
障害者控除を受ける人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など	☐
寄附金税額控除を受ける人	領収書、受領書	☐
医療費控除を受ける人	医療費の明細書（必須）、医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」など	☐
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける人	・セルフメディケーション税制の明細書 ・令和6年に行った健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診などの証明書類（写し可）	☐
確定申告をする人	税務署から送付された「確定申告のお知らせ」（ある場合のみ）	☐

確定申告のご案内

■問合せ…高田税務署（☎025-523-4171）

●自宅からスマホを使って確定申告ができます（e-Tax）

マイナンバーカードで自宅から24時間いつでも確定申告ができます。申告会場での混雑を避けるため、スマホ申告をおすすめします。



確定申告はこちら



マイナポータル連携はこちら

●申告会場

所得税、個人消費税、贈与税の申告と相談を受け付けます。マイナンバーカードとスマホを使って、ご自身で申告書を作成いただけます。

ところ	とき（土・日曜日、祝日を除く）	受付時間
市民プラザ	令和7年2月17日⑨～3月17日⑨ ※高田税務署では相談を受け付けません	午前9時～午後4時 （入場整理券配布終了まで） ・国税庁LINE公式アカウントから事前発行（または当日配布）により取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE公式アカウント

開設期間前に確定申告会場はありませんが、税務署で事前予約による相談が可能です。

●申告手続きに必要なもの

- ・ご自身の申告に必要な書類
- ・マイナンバーカードとスマホ
- ・マイナンバーカードのパスワード2つ（①署名用電子証明書 ②利用者証明用電子証明書）

上記が不足する場合は、申告書の作成ができない場合があります。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

市・県民税の申告と相談

■問合せ…税務課（☎025-520-5650）または各総合事務所

令和7年度の個人市民税・県民税（令和6年1月1日～12月31日の所得分）の申告と相談を受け付けます。

1 市・県民税の申告が必要な人

- 令和7年1月1日現在で、市内に住所があり、所得税の確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人
- ・事業所得、不動産所得、総合課税の対象となる配当所得、一時所得、その他雑所得などの所得があった人
- ・給与所得があり、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先に要確認）
- ・給与所得者や公的年金などの受給者で、扶養親族等申告書の内容変更や各種控除を追加する人
- ・令和6年中に所得がなかった、または遺族年金や障害年金などの非課税所得のみがあった人（市内在住の人の税法上の扶養親族を除く）



確定申告は自宅からのスマホ申告か、高田税務署開設の申告会場（市民プラザ）へ
青色申告、営業所得、不動産・株式の譲渡所得、雑損控除、1年目の住宅借入金等特別控除などの申告は、自宅からのスマホ申告か、市民プラザ申告会場でお願いします。

2 市・県民税の申告日時と会場

出張申告相談

▶受付時間…午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

開設日			会場		
2月3日⑨	午前	中ノ俣地区多目的研修センター	2月7日⑨	午前	津有地区公民館
	午後			午後	ファームセンター
2月4日⑩	午前	八千浦交流館はまぐみ	2月10日⑨	午前	三郷地区公民館
	午後	カルチャーセンター		午後	高土地区公民館
2月5日⑩	午前	北諏訪地区公民館	2月12日⑩	午前	新道地区多目的研修センター
	午後	保倉地区公民館		午後	福祉交流プラザ
2月6日⑩	午前	谷浜地区多目的研修センター	2月13日⑩	午前	和田地区多目的研修センター
	午後	レインボーセンター		午後	ラーバンセンター

市役所などでの申告と相談

※期間の初めは会場が特に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります
※会場での混雑を避けるため、郵送での提出をおすすめします

▶申告期間…令和7年2月17日⑨～3月17日⑨（土・日曜日、祝日を除く）

▶会 場

合併前上越市

市役所木田第一庁舎 301会議室
（午前9時～11時30分、午後1時～4時）



申告期間中、各会場の混雑状況を市ホームページでお知らせします

13区 ※日時など詳しくは総合事務所だよりを参照

- ・安塚区総合事務所
- ・浦川原区総合事務所
- ・大島コミュニティプラザ
- ・牧区総合事務所
- ・柿崎コミュニティプラザ
- ・大潟コミュニティプラザ
- ・頸城コミュニティプラザ
- ・吉川保健センター
- ・中郷区総合事務所
- ・板倉コミュニティプラザ
- ・清里コミュニティプラザ
- ・三和区総合事務所
- ・名立区総合事務所